

第2期
岩手町国土強靱化地域計画
(案)

岩手町

目 次

第1章 計画策定の趣旨.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置付け.....	1
3 地域防災計画との関係.....	2
4 計画期間.....	2
第2章 基本的な考え方.....	3
1 基本目標.....	3
2 事前に備えるべき目標.....	3
3 基本的な方針.....	3
第3章 地域特性と想定するリスク.....	5
1 岩手町の地域特性.....	5
2 対象とする自然災害.....	6
3 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）.....	7
4 施策分野の設定.....	8
第4章 脆弱性評価.....	9
1 脆弱性評価の考え方.....	9
2 脆弱性評価の結果（概要）.....	9
第5章 脆弱性評価結果に基づく対応方策.....	13
1 起きてはならない最悪の事態ごとの対応方策.....	13
2 施策分野ごとの対応方策.....	24
3 重点施策.....	31

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の趣旨

国は、平成25年12月、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくり（以下「国土強靱化」という。）に向けて、施策を総合的かつ計画的に推進するため、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」を公布・施行し、基本法に基づき、平成26年6月に、国土強靱化に係る他の計画の指針となる、国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化基本計画」という。）を策定しました。

また、基本法では、その第13条に「都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。」と規定し、都道府県及び市町村においても、国土強靱化の観点から、他の計画の指針となる国土強靱化地域計画を策定できることとされました。

これを受け、岩手町では、令和3年3月に「岩手町国土強靱化地域計画」を策定しました。

その後、国は令和5年7月に国土強靱化基本計画の見直しを実施し、岩手県でも令和7年12月に、第3期岩手県国土強靱化地域計画を策定しています。

このことから、国の「国土強靱化基本計画」及び岩手県の「岩手県国土強靱化地域計画」を指針とし、いかなる大規模災害が発生しても「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った安全・安心な地域社会の構築に向け、「岩手町の強靱化」を推進するため、「第2期岩手町国土強靱化地域計画」を策定することとしました。

2 計画の位置付け

この計画は、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」第13条に基づき策定するものであり、岩手町における国土強靱化に関し、令和8年度より始まる新たな「岩手町総合計画後期基本計画」と整合・調和を図るものとし、

3 地域防災計画との関係

岩手町の地域防災計画として、災害対策基本法に基づく「岩手町地域防災計画」があり、風水害、地震災害、火山災害等の災害リスクごとに予防対策、応急対策、復旧・復興対策について実施すべき事項が定められています。

一方、「岩手町国土強靱化地域計画」は、災害リスクごとに対策を定めたものではなく、リスク軽減のための、行政機能や地域社会、地域経済など、町全体の強靱化に関する総合的な指針となります。

4 計画期間

国・県との調和、町総合計画との整合性を図るため、計画期間については、令和8年度から令和12年度までとします。

第2章 基本的な考え方

1 基本目標

国土強靱化基本計画、及び岩手県国土強靱化地域計画を踏まえ、国土強靱化を推進する上での基本目標を次のとおりとします。

いかなる大規模自然災害が発生しようとも、

- (1) 人命の保護が最大限図られる
- (2) 社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- (3) 住民の財産及び公共施設の被害の最小化が図られる
- (4) 迅速な復旧・復興を可能にする

2 事前に備えるべき目標

岩手町における強靱化を推進する上での事前に備えるべき目標を次のとおりとします。

- (1) 人命の保護を最大限図る
- (2) 救助・救急、医療活動等を迅速に行う
- (3) 必要不可欠な行政機能を維持する
- (4) 地域経済システムを機能不全に陥らせない
- (5) 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、早期復旧を図る
- (6) 地域社会・経済を迅速に再建・回復する

3 基本的な方針

岩手町における強靱化を推進する上での基本的な方針を次のとおりに設定しました。

(1) 町民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理

切迫する大規模地震災害や激甚化・頻発化する気象災害等、町土や地域の持続性を脅かす危機に備え、町民の生命と財産を守るため、防災インフラの整備・管理を戦略的に推進します。

(2) 経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化

国際情勢の複雑化に加え、グローバル化の進展やテクノロジーの発展、産業基盤のデジタル化・高度化といった社会経済構造の変化に対応し、自然災害発生時においても、交通・通信・エネルギー等の機能が一体的に安定して発揮できるよう、相互関連性も踏まえつつ、ライフライン全体の強靱化を図ります。

(3) デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化

デジタルが持つ、地域社会の生産性や利便性を飛躍的に高め、産業や生活の質を大きく向上させる力を最大限活用し、本町が直面する災害への対応力を強化します。また、個人の価値観やライフスタイルの多様化、情報格差の拡大等を背景に複雑化する社会状況も踏まえ、デジタル化の恩恵を受けられない人を生まないように、きめ細かな取組を一体で推進します。

(4) 災害時における事業継続性確保を始めとした官民連携強化

町民の多様化する価値観に即し、本町が直面する災害リスクに対応するため、県や国、さらには遠隔地の地方公共団体との適正な連携・補完関係を強化するとともに、民の力を最大限発揮し、官民の多様な主体の連携・協働による取組を推進します。

(5) 地域における防災力の一層の強化

未曾有の人口減少、少子高齢化の加速等、町土や地域の持続性を脅かす危機に対し、地域の資源を総動員して、地域の力を結集し、町土全体でつなぎ合わせ、高齢者・障がい者・子ども等のあらゆる人々が安心して暮らし続けることのできる地域づくりを推進し、地域における防災力の一層の強化を図ります。

(6) 適切な施策の組み合わせ

ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進します。また、各種の対策が、非常時のみならず、平時にも有効活用できる対策となるよう工夫します。

第3章 地域特性と想定するリスク

1 岩手町の地域特性

(1) 位置・面積

岩手町は、東西 26.55 km、南北 27.10 km、県都盛岡市の中心部から北部約 30 km に位置し、総面積 360.46 km² となっています。

(2) 地形

岩手町は、西部を南北に走る奥羽山脈と東部の北上山地との接近する地帯で、県の中央を北から南に流れる大動脈北上川の源泉地となっています。奥羽山脈と北上山地は地質的に著しく異なっているため地形的にも大いに様相を異にします。北上山地では、地形は全般的に複雑で、概して東から南方に高く北西から西へ次第に高度を減じていますが、標高は概ね 800～900m の山岳地帯に囲まれています。川口地区でわずかに平坦地となっているのみで、沼宮内地区は、狭小な小盆地として開けているに過ぎません。準平原地形（500～600m）は、川口地区に多くみられます。

奥羽山脈では、東南に位置する一方井小盆地があって、それより北部と南部の地域では、地形的に大いに趣を異にしています。

北西部の地域は、西岳の南山腹斜面に位置し、全般的に北西部に向かって次第に高度を増しており、標高 300～500m の緩傾斜地の間に耕地や集落が点在しています。

(3) 気候

岩手町は、奥羽山脈と北上山地に挟まれているため概ね背地性の気候を呈し、温度の変化は大きく、7月から8月にかけて気温は急激に上昇して8月に最高に達し、10月末に降下して、1～2月には最低を示します。

北上川を挟んでその東西に分布する山岳地帯の御堂、北上、岩瀬張、南・北山形及び穀蔵を結ぶ線と、豊岡、大股、黒内、今松及び浮島を結ぶ線は、年平均気温が 6℃～8℃で、多くの場合、冷害におそわれる高冷地帯です。その他の地帯は、年平均 10℃内外の気温です。

また、これら二線の地帯と中心部では降雪、降霜は約 10 日前後の差があります。降水量は、南部では比較的少なく、西部では 200mm 前後と比較的多いです。

(4) 人口

岩手町の総人口は、昭和 37 年をピークに減少しています。昭和 55 年から平成 22 年の 30 年間で約 26%に当たる 5,366 人減少しており、今後も減少していくと予想されます。

また、少子化の影響で年少人口(14 歳以下)と生産年齢人口(15 歳～64 歳)が減少し、老年人口(65 歳以上)が増加しています。構成割合も平成 7 年には老年人口割合と年少人口割合が逆転し、平成 22 年には老年人口が年少人口の約 2.75 倍となっています。令和 2 年の国勢調査では、総人口は 12,285 人で高齢化率は 39.9%と約 4 割となっており、今後さらに人口減少と高齢化が進んでいく見込みとなっています。

2 対象とする自然災害

対象とする自然災害は、岩手町で発生しうる大規模自然災害として、地震、火山噴火、風水害、土砂災害・豪雨災害、雪害等とし、過去に発生した実災害の被害規模を想定しました。

	自然災害	過去の主な災害から想定される規模・被害状況等 〔発生日〕(規模)被害状況
(1)	地震	東北地方太平洋沖地震 東日本大震災〔平成 23 年 3 月 11 日〕 (M9.0 最大震度 7、岩手町最大震度 5 弱) 〔建物被害・一部損壊 1 戸、土木被害・道路 1 箇所〕
(2)	火山噴火	岩手山における ・ 山体崩壊〔約 6,000 年前〕(大規模な山体崩壊) ・ 水蒸気爆発(水蒸気噴火)〔約 3,200 年前〕噴出量 1,000 万 m ³ ・ 山頂噴火〔貞享 3 年(1686 年)] 噴出量 8,500 万 m ³ 〔火山灰、噴石、溶岩流、火砕流、土石流、火山泥流等〕
(3)	風水害 土砂災害 豪雨災害	集中豪雨〔平成 22 年 7 月〕 (1 時間降雨量 59mm、総雨量 109mm) 〔建物被害・床上浸水 17 棟、床下浸水 17 棟等、非住家被害 47 棟 土木被害・道路 17 箇所等、水路関係 67 箇所、橋梁被害 5 箇所 農作物被害・55.67ha〕
(4)	雪害	大雪災害〔平成 22 年度〕 (降雪深 85 cm/日)
(5)	林野火災	大規模林野火災〔平成 26 年度〕 ・ 焼失面積 23.89 ha

3 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

国土強靱化基本計画に掲げられている6つの「事前に備えるべき目標」に対する35の「起きてはならない最悪の事態」、及び岩手県国土強靱化地域計画を参考に、岩手町では、対象とする自然災害や地域特性等を踏まえ、統合・組替え等を行い、6つの「事前に備えるべき目標」に対する20の「起きてはならない最悪の事態」を設定しました。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態
1	人命の保護を最大限 図る	1-1 地震等による建築物の大規模倒壊や火災による死傷者の発生（二次災害を含む）
		1-2 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生
		1-3 大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生
		1-4 暴風雨（雪）及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
		1-5 情報伝達の不備・麻痺・長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動等を迅速に行う	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-3 自衛隊、警察、消防、医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
		2-4 被災地における感染症等の大規模発生
3	必要不可欠な行政機能を維持する	3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	地域経済システムを機能不全に陥らせない	4-1 サプライチェーンの寸断等による企業活動等の停滞
		4-2 食料等の安定供給の停滞
		4-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
5	必要最低限のライフライン等を確保するとともに、早期復旧を図る	5-1 情報通信機能の長期停止
		5-2 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止
		5-3 上下水道等の長時間にわたる供給停止
		5-4 地域交通ネットワークの停止
6	地域社会・経済を迅速に再建・回復する	6-1 災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		6-2 復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		6-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

4 施策分野の設定

岩手県国土強靱化地域計画及び岩手町の個別施策分野を参考に、岩手町の実情に即して、統合・組み替え等を行い、4つの個別施策分野と3つの横断的分野を設定します。

(1) 個別施策分野

- ①行政機能
- ②住民生活
- ③産業・経済
- ④社会基盤

(2) 横断的分野

- ①共創（町民参画）
- ②老朽化対策
- ③デジタル活用

第4章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

本計画においては、「起きてはならない最悪の事態」を回避するために、岩手町総合計画で取り組む施策等について、取り組み状況や課題を把握し、事態の回避という視点から分析・評価を行っています。

2 脆弱性評価の結果（概要）

起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価は「資料」のとおりです。なお、評価結果全体及び6つの目標毎の評価結果の概要は次のとおりです。

（1）全体事項

①ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせ

大規模自然災害から住民及び来訪者の命を守り、被害を最小限に留めるためには、災害時にも機能する交通ネットワークの構築、社会基盤の整備及び建築物の耐震化等のハード対策と、自主防災組織の育成、防災教育の推進、防災訓練・防災意識の啓発などソフト対策を組み合わせることが必要です。

②代替手段等の確保

大規模自然災害に対応するためには、施設の耐震性向上だけでは万全ではありません。特に、行政機能が被災すると、その後の災害対策などに大きな影響が生じることから、非常用電源、情報伝達手段及び住民情報システムの整備など、代替機能の確保や伝達経路の複数化等により、代替性を確保・向上させることが必要です。

③官民連携と人材育成の推進

大規模自然災害からの迅速な復旧・復興を図るためには、行政内部の連携はもちろん、民間事業者や団体等と連携し、それぞれのネットワークを活かしながら、生命を守り、経済活動を維持しながら、まちの再建を進めることが必要です。また、このためにも、様々な分野を担う人材育成を進めることが必要です。

④心のよりどころとなる伝統文化の維持

岩手町には、受け継がれてきた地域固有の伝統文化が数多く残されています。これらは、地域に対する「愛着」や「誇り」を生み出すものであり、大規模自然災害のリスクから伝統文化を守り、次代に引き継ぎながら各種施策を推進することが必要です。

目標1 人命の保護を最大限図る

- 建物の耐震化の必要性や、耐震診断・耐震化改修支援制度等の周知に努め、耐震化率を向上させる必要がある。
- 危険な空き家の解体を促すとともに、危険な空き家の発生を未然に防ぐため、効果的な空き家対策を進める必要がある。
- 狭隘道路の解消など安全な避難路を整備するとともに、安全な住環境の整備のため、適正宅地の確保、住宅密集地の解消などを進める必要がある。
- 自主防災組織の設立支援に取り組むとともに、防災訓練や装備品の充実・強化の支援を行う必要がある。
- 自主防災組織連絡会議を活用し、地域人材のスキルアップを図るとともに、防災リーダーの養成講座を行うなど、地域の防災力向上を図る必要がある。
- 防災マップの活用を図り、危険箇所を事前に把握した上で避難訓練を実施する必要がある。
- 防災知識の普及啓発及び防災意識を高めるため、大規模災害を想定した防災訓練等に取り組む必要がある。
- 河川改修事業の早期完了を推進するとともに、増水による浸水想定区域について、雨量・水位などの情報提供により、被害の低減を図る必要がある。
- 計画的な道路除雪により冬期の交通確保を図るとともに、住民との協力体制を構築するなど除排雪体制の強化が必要である。
- 公共施設の安全性を確保するため、公共施設等総合管理計画個別施設計画に基づき公共施設の適切な維持管理を行う必要がある。
- 学校・家庭・地域等が連携した防災教育の充実を図る必要がある。
- 避難行動要支援者名簿を更新する必要がある。

目標2 救助・救急、医療活動等を迅速に行う

- 消防機関との連携強化を進めるとともに、医療機関を含めた消防・救急・救助の体制整備を進める必要がある。
- 常備消防の体制・装備資機材の充実強化を図るとともに、消防団等との連携により大規模災害に対応できる組織づくりに取り組む必要がある。
- 自治体間の連携強化に努めるとともに、定期的な訓練の実施などにより、対応力の向上を図る必要がある。
- 計画的な道路整備を進めるとともに、構造物、電柱等についても、災害時に物流を妨げないよう配慮する。

目標3 必要不可欠な行政機能を維持する

- 庁舎等の適切な維持管理に努めるとともに、非常用発電設備の整備、情報収集・発信手段の強化など、災害拠点としての機能強化を図る必要がある。
- 災害時に重要業務を継続するため、業務継続計画及び受援計画を定期的に見直し、訓練を継続していく必要がある。
- 災害時に住民データを復旧する体制の整備に向けた自治体クラウドの導入、また、通信手段の確保等について強化していく必要がある。
- 住民をはじめ、民間企業、教育機関などと行政が連携し、民間の活力を活用しながら、持続可能な地域づくりを進める必要がある。

目標4 地域経済システムを機能不全に陥らせない

- 企業等の事業継続計画（BCP）策定を促す必要がある。
- 農林業の後継者の確保・育成や中心経営体の育成などを進めるとともに、担い手への農地集約化など、災害発生後も農林業が継続する体制を確立させる必要がある。
- 観光や文化の面から農村資源を活用し、地域全体の付加価値の向上により、農地や森林資源の維持を図ることが必要である。
- 女性や高齢者、障がい者等が活躍できる、既存の就業形態にとらわれない雇用の創出により、企業等が災害時に対応できる人員体制を確保する必要がある。

目標5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、早期復旧を図る

- 情報提供体制の充実を図るとともに、防災拠点の被災を想定した伝達体制の整備を進める必要がある。また、情報通信施設が停止した場合を想定した被災情報の収集体制を構築する必要がある。
- 再生可能エネルギーは、災害時に自律的なエネルギーとなることが期待されるため、施設や地域特性に応じた普及・導入を進める必要がある。
- 上下水道施設の老朽化及び長寿命化に係る適切な整備を図る必要がある。
- 面積が広く、集落が点在しているため、路線バス事業者だけに限定せず、タクシー業者、貸切バス事業者等も含めた公共交通体制整備が必要である。
- 狭隘道路の解消など安全な避難路を整備するとともに、安全な住環境の整備のため、適正宅地の確保、住宅密集地の解消などを進める必要がある。（目標1から再掲）

目標6 地域社会・経済を迅速に再建・回復する

- 大量に発生することが予想される災害廃棄物を、迅速に処理する災害廃棄物処理計画を策定するとともに、民間事業者とも連携して処理体制を構築することが必要である。
- 社会福祉協議会等との連携を強化し、復旧・復興にかかる被災者の需要を調整しながら、早期に地域社会や経済が再建できる体制を構築する必要がある。
- 平時から、保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点施設、小学校等の連携を強化して、災害時においても保護者が気軽に相談できる体制整備が必要である。
- 心の豊かさをもたらし、人との交流機会となる、芸術・文化・スポーツ等の振興により、災害時に必要となる人のつながりを平時から築く必要がある。
- 岩手町の自然、歴史、先人を学び、郷土に対する誇りと愛着を育むとともに、地域に貢献する人材の育成を図る必要がある。
- 住民をはじめ、産・学・金などと行政が連携し、民間の力を活用しながら、持続可能な地域づくりを進める必要がある。(目標3から再掲)
- 施設の再建のため金融支援など再建に向けた速やかな総合的対策を展開する必要がある。

第5章 脆弱性評価結果に基づく対応方策

第4章の2で示した脆弱性評価の結果を踏まえた、起きてはならない最悪の事態ごと及び施策分野ごとの対応方策は次のとおりです。

1 起きてはならない最悪の事態ごとの対応方策

目標1 人命の保護を最大限図る

1-1	地震等による建築物の大規模倒壊や火災による死傷者の発生（二次災害含む）
-----	-------------------------------------

【公立学校の耐震化】

- ・校舎、屋内運動場の構造部の耐震化を進め、避難所としての機能確保・強化を図る。

【住宅の耐震化】

- ・住宅の耐震化を進める。

【空き家対策の推進】

- ・町内の空き家の実態把握に努めるとともに、空き家所有者等に対して、適切な情報の周知に努め、所有者等による適切な管理と空き家バンクを通じた利活用を推進していく。

【社会教育施設の耐震化】

- ・公共施設等総合管理計画及び公共施設個別計画に基づき整備等を実施する。

【社会福祉施設の災害対策強化】

- ・児童福祉施設、障害者施設、高齢者施設等の社会福祉施設における非常時対応設備の整備を進める。

【地域支援体制の強化】

- ・福祉避難所の体制整備を進める。

【都市機能強化】

- ・狭隘道路の解消や適正宅地の確保、住宅密集地の解消などを進める。

【電柱等の倒壊防止】

- ・電線類地中化などの検討を進める。

【避難行動要支援者名簿の更新】

- ・定期的な更新を行うとともに、制度の周知・啓発に努める。

【自主防災組織の育成・強化】

- ・自主防災組織の設立に向けた支援に取り組む。

- ・防災訓練や装備品の充実・強化の支援を行う。

【コミュニティセンター等の防災機能強化】

- ・適切な維持管理に努める。
- ・支援制度を活用し機能強化を図る。

【町営住宅の適切な管理】

- ・適切な維持管理に努め、計画的な改修を進める。
- ・町全体の住宅対策を踏まえ、適切な戸数や配置等について検討を進める。

【道路・橋梁等の適切な管理】

- ・町内の主要道路や生活道路、歩道、橋梁などについて、交通量や地域の要望を踏まえつつ、緊急性や必要性を考慮し計画的に整備や改修等を進める。

1-2	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生
-----	----------------------------------

【防災マップの活用】

- ・防災マップの活用を図り、危険箇所を事前に把握した上で避難訓練を実施する。

【農地整備の促進】

- ・農地の適切な管理によりかん養機能を確保する。
- ・農業用施設の計画的な維持や改修を進める。
- ・ため池の周知を進めるとともに、所有者の意向を確認しながら修繕の必要なため池の補修を推進する。

【河川改修・適切な管理による治水対策】

- ・計画的な維持修繕や改修を進める。
- ・危険性の高い北上川の無堤防区間の解消について整備促進を関係機関に要望する。
- ・雨量・水位などの情報提供及び監視体制の強化により被害の軽減を図る。

【下水道施設の適切な管理】

- ・下水道施設のストックマネジメント計画に基づき、適切な維持管理をするとともに、計画的な施設改修を進める。

【し尿処理対策】

- ・し尿収集業者等との連携により、被災地での衛生環境の確保を図る。

【災害廃棄物処理対策】

- ・他自治体等との広域連携及び民間事業者等との連携により、被災地での衛生環境の確保を図る。

1-3	大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生
-----	----------------------------

【防災マップの活用：1-2から再掲】

- ・防災マップの活用を図り、危険箇所を事前に把握した上で避難訓練を実施する。

【治山事業の促進】

- ・造林・間伐・除伐等森林整備の推進を行う。
- ・林道・作業道の整備を行う。

【砂防施設の整備等による土砂災害対策】

- ・土砂災害対策施設の整備を行う。
- ・土砂災害危険箇所等を住民に周知することにより、早期の避難を促す。
- ・適切な土地利用の誘導、危険箇所の対策工事などを進める。
- ・がけ地近接等危険住宅移転事業の検討を進める。

【公共施設の管理】

- ・土砂災害（特別）警戒区域内の公共施設を調査し、公共施設等総合管理計画個別施設計画に盛り込む。

1-4	暴風雨（雪）及び豪雪による交通途絶等による死傷者の発生
-----	-----------------------------

【関係機関との連携強化】

- ・協定の締結やホットラインの構築等、関係機関との連携強化を図る。
- ・地域住民や自主防災組織等との協力体制の整備を進める。

【除雪体制の強化】

- ・住民との協力体制を構築するなど、体制強化を図る。

【交通対策の強化】

- ・交通機能と住民生活を維持するための取組を進める。

【連絡体制の強化】

- ・孤立の恐れがある集落の連絡体制を強化する。

1-5	情報伝達の不備・麻痺・長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れによる多数の死傷者の発生
-----	--

【多様な情報伝達手段の確保】

- ・情報伝達手段として防災行政無線やインターネットメール、地域情報アプリなどによる多様な情報伝達手段の確保を図る。

【防災リーダー等地域人材の養成】

- ・自主防災組織連絡会議を活用しスキルアップを図る。
- ・必要に応じ研修を行うなど、地域の防災力向上を図る。

【防災教育の推進】

- ・コミュニティスクールでの活動に防災活動を取り入れる等、さらに家庭・地域との連携・強化を進める。

【避難困難者への対応強化】

- ・高齢者、障がい者、難病患者、外国人等、これまで以上に要支援者対策を強化する。

【地域情報化の推進】

- ・光ケーブルを活用し、インターネット通信を確保する。
- ・地域情報アプリ、地域SNSを活用し情報の発信を図る。

目標2 救助・救急、医療活動等を迅速に行う

2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
-----	------------------------------

【災害時応援協定等の締結】

- ・関係機関との協定やホットライン構築を進め、対応力の向上を図る。

【避難所の備蓄・設備強化】

- ・食料、衛生用品、簡易ベッド等の備蓄品を計画的に購入し、適正管理を行う。

【物資調達協定等の締結】

- ・社会状況や技術の変化を踏まえ、事業者と協定を進める。

【幹線道路整備の促進】

- ・計画的な整備を進める。
- ・道路構造物、電柱等についても、災害時に物流を妨げないよう配慮し整備を進める。

【避難訓練の実施】

- ・防災知識の普及啓発及び防災意識を高めるため、防災訓練等に取り組む。

【上下水道の適切な管理】

- ・上下水道の適切な維持管理を行うとともに、計画的な改修を進める。被災時における避難所等の重要施設への管路等の耐震化を図る。

2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
-----	----------------------

【連絡体制の強化：1-4から再掲】

- ・孤立の恐れがある集落の連絡体制を強化する。

【道路ネットワークの構築】

- ・中心部と周辺部を結ぶ道路の計画的な整備を進める。
- ・アクセス道路の複数化など道路ネットワークを整備する。

【ヘリ発着所の確保】

- ・ヘリコプターによる救助に備え、発着場所の確保を進める。

【移住・定住の促進】

- ・若年層の移住・定住促進を図り、地域コミュニティを維持する。

【避難行動要支援者名簿の更新：1-1から再掲】

- ・定期的な更新を行うとともに、制度の周知・啓発に努める。

【道路・橋梁等の適切な管理：1-1から再掲】

- ・町内の主要道路や生活道路、歩道、橋梁などについて、交通量や地域の要望を踏まえつつ、緊急性や必要性を考慮し計画的に整備や改修等を進める。

2-3	自衛隊、警察、消防、医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
-----	--

【消防・救急体制の強化】

- ・消防車両をはじめとした資機材の計画的な更新を進める。
- ・医療機関等を含めた、消防・救急・救助の体制整備を図る。
- ・消防庁舎の適切な維持管理に努める。

【地域防災力の強化】

- ・消防団員確保に努める。
- ・自主防災組織等、地域住民の協力により、防災力強化に取り組む。

【医療・保健・福祉の連携強化】

- ・医療・保健・福祉の関係機関が平時から情報共有を図り、地域災害医療体制の確立に向けた検討を進める。

【広域医療体制の構築】

- ・岩手県や県央保健所と連携を図り、全国からの派遣医療支援チームの迅速な受け入れができるよう、体制の整備を図る。

【健康診査・指導體制の充実】

- ・住民が日頃から健康づくりに対する意識をもって生活できるよう健康に対する知識の普及に努めるとともに、適切な保健指導の充実に努める。

【性別に配慮した支援】

- ・多様性を尊重し、お互いを尊重する意識啓発に取り組む。
- ・相談体制の充実を図る。

【応急手当講習会等の開催】

- ・講習会等の開催により、普及・啓発に取り組む。

【都市機能寸断時のバックアップ体制構築】

- ・電気・水道・通信などの都市機能が寸断したケースを想定し、医療体制を構築する。

【交通ネットワークの形成】

- ・支援ルートの確保とともに、人員・物資を輸送する交通ネットワークを整備する。

【道路・橋梁等の適切な管理：1－1から再掲】

- ・町内の主要道路や生活道路、歩道、橋梁などについて、交通量や地域の要望を踏まえつつ、緊急性や必要性を考慮し計画的に整備や改修等を進める。

2－4	被災地における感染症等の大規模発生
-----	-------------------

【避難者の健康管理の強化】

- ・避難者の不安を軽減できるよう岩手町避難所運営マニュアルに沿った健康管理について平時から共有し、災害時に迅速な対応ができるよう努める。
- ・手洗い等衛生管理の普及啓発とともに、消毒液等衛生資材の確保を図る。

【し尿処理対策：1－2から再掲】

- ・し尿収集業者等との連携により、被災地での衛生環境の確保を図る。

【災害廃棄物処理対策：1－2から再掲】

- ・他自治体等との広域連携及び民間事業者等との連携により、被災地での衛生環境の確保を図る。

【保健・医療・福祉の連携強化】

- ・保健・医療・福祉の関係機関が平時から情報共有を図る。
- ・関係機関が参加する訓練に、継続的に人員を派遣する。

【生涯を通じた健康づくりの推進】

- ・生涯を通じた健康づくりの推進に向け、対象となるすべての町民が必要な健診（検診）を安心して受診できる体制づくりを一層強化していく。

【感染症予防の強化】

- ・感染症の予防は、予防接種だけでなく、日頃からの予防生活、環境を整えることが大切となるため、知識の普及啓発及び保健指導の充実に努める。
- ・平時から関係機関との連携及び情報共有を図り、予防接種を受けることができる体制の充実に努める。
- ・定期予防接種は、集団免疫を維持し感染症の拡大を防ぐ役割を担うことから、接種率向上に向けた取組を推進する。

目標3 必要不可欠な行政機能を維持する

3-1	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
-----	---------------------------

【庁舎の耐震化と機能強化】

- ・適切な維持管理に努める。
- ・非常用発電設備の整備、情報収集・発信手段の多様化など、災害拠点等としての機能強化を図る。

【業務継続計画の策定】

- ・業務継続計画を定期的に更新する。業務継続計画に基づいた訓練等を継続して行う。

【住民データ・行政データの保全】

- ・住民データ及び行政データを復旧する体制の整備を図る。
- ・自治体クラウドなど災害に強い情報システムの導入を図る。

【道路・橋梁等の適切な管理：1-1から再掲】

- ・町内の主要道路や生活道路、歩道、橋梁などについて、交通量や地域の要望を踏まえつつ、緊急性や必要性を考慮し計画的に整備や改修等を進める。

目標4 地域経済システムを機能不全に陥らせない

4-1	サプライチェーンの寸断等による企業活動等の停滞
-----	-------------------------

【民間企業等における事業継続計画の普及】

- ・制度の趣旨等の普及・啓発により、企業等の事業継続計画（BCP）策定を促す。

【再生可能エネルギーの導入促進】

- ・施設や地域特性に応じた普及・導入を進める。

【社会福祉施設の災害対策強化：1-1から再掲】

- ・児童福祉施設、障害者施設、高齢者施設等の社会福祉施設における非常時対応設備の整備を進める。

4-2	食料等の安定供給の停滞
-----	-------------

【道路・橋梁等の適切な管理：1-1から再掲】

- ・町内の主要道路や生活道路、歩道、橋梁などについて、交通量や地域の要望を踏まえつつ、緊急性や必要性を考慮し計画的に整備や改修等を進める。

【上下水道の適切な管理：2-1から再掲】

- ・上下水道の適切な維持管理を行うとともに、計画的な改修を進める。被災時における避難所等の重要施設への管路等の耐震化を図る。

【民間企業等における事業継続計画の普及：4-1から再掲】

- ・制度の趣旨等の普及・啓発により、企業等の事業継続計画（BCP）策定を促す。

4-3	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
-----	-------------------

【後継者等の育成】

- ・後継者の確保・育成や中心経営体の育成を進める。
- ・担い手への集約化など、災害発生後も農林業が継続する体制を確立させる。

【農地整備の促進：1-2から再掲】

- ・農地の適切な管理によりかん養機能を確保する。
- ・農業用施設の計画的な維持や改修を進める。
- ・多面的機能支払交付金を活用し、農地や農業施設等の保全管理に努める。
- ・国や県の補助金等を活用できる施策を実施し、隣地保全を推進する。
- ・ため池の周知を進めるとともに、所有者の意向を確認しながら修繕の必要なため池の補修を推進する必要がある。

【治山事業の促進：1-3から再掲】

- ・造林・間伐・除伐等森林整備の推進を行う。
- ・林道・作業道の整備を行う。

目標5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、早期復旧を図る

5-1	情報通信機能の長期停止
-----	-------------

【情報の収集・伝達手段の確保・充実】

- ・ 情報提供体制の充実を図る。
- ・ 防災拠点の被災を想定した伝達体制の整備を進める。
- ・ 被災情報の収集体制の整備や集約できる体制の整備を進める。

5-2	電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止
-----	--------------------------

【民間企業等における事業継続計画の普及：4-1から再掲】

- ・ 制度の趣旨等の普及・啓発により、企業等の事業継続計画（BCP）策定を促す。

【再生可能エネルギーの導入促進】

- ・ 施設や地域特性に応じた普及・導入を進める。

5-3	上下水道等の長時間にわたる供給停止
-----	-------------------

【上下水道の適切な管理：2-1から再掲】

- ・ 上下水道の適切な維持管理を行うとともに、計画的な改修を進める。被災時における避難所等の重要施設への管路等の耐震化を図る。

5-4	地域交通ネットワークの停止
-----	---------------

【公共交通体制の強化】

- ・ 路線バス事業者だけに限定せず、タクシー業者、貸切バス事業者等も含めた公共交通体制整備を図る。

【交通ネットワークの形成：2-3から再掲】

- ・ 支援ルートの確保とともに、人員・物資を輸送する交通ネットワークを整備する。

【道路・橋梁等の適切な管理：1-1から再掲】

- ・ 町内の主要道路や生活道路、歩道、橋梁などについて、交通量や地域の要望を踏まえつつ、緊急性や必要性を考慮し計画的に整備や改修等を進める。

目標6 地域社会・経済を迅速に再建・回復する

6-1	災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
-----	------------------------------

【災害廃棄物処理計画の策定】

- ・災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物を迅速に処理する。
- ・民間事業者とも連携して処理体制を構築する。

6-2	復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
-----	---------------------------------

【ボランティア受入態勢の整備】

- ・社会福祉協議会等との連携を強化し、被災者の需要を調整しながら、早期の再建を進める。

【子育て支援の充実】

- ・関係機関のネットワーク連携により、地域全体で子育てを支援する体制を強化し、妊娠から子育て期全般に渡る切れ目のない支援を強化する。
- ・子育て支援情報の提供を充実させ、子育てにやさしい地域づくりを推進する。

【芸術文化の振興とスポーツの推進】

- ・芸術・文化・スポーツの振興を進める。

【豊かな心を育む教育の充実】

- ・郷土に対する誇りと愛着を育む。
- ・国際社会に対応した人材育成を図る。

【後継者等の育成：4-3から再掲】

- ・後継者の確保・育成や中心経営体の育成を進める。
- ・担い手への集約化など、災害発生後も農林業が継続する体制を確立させる。

【民間企業等における事業継続計画の普及：4-1から再掲】

- ・制度の趣旨等の普及・啓発により、企業等の事業継続計画（BCP）策定を促す。

6-3	地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
-----	-------------------------------

【地域コミュニティの再構築】

- ・人材不足を相互に補う補完機能の強化を図る。

【防災リーダー等地域人材の養成：1-5から再掲】

- ・ 自主防災組織連絡会議を活用しスキルアップを図る。
- ・ 必要に応じ研修を行うなど、地域の防災力向上を図る。

【道路ネットワークの構築：2－2から再掲】

- ・ 中心部と周辺部を結ぶ道路の計画的な整備を進める。
- ・ アクセス道路の複数化など道路ネットワークを整備する。

2 施策分野ごとの対応方策

個別施策分野 1	行政機能
----------	------

【公立学校の耐震化】

- ・校舎、屋内運動場の構造部の耐震化を進め、避難所としての機能確保・強化を図る。

【公共施設の管理】

- ・土砂災害（特別）警戒区域内の公共施設を調査し、公共施設等総合計画に盛り込む。廃止、撤去予定の施設は、危険箇所とならないよう公共施設等総合管理計画で方針を明確化する。

【関係機関との連携強化】

- ・関係機関との連携強化を図る。
- ・地域住民や自主防災組織等との協力体制の整備を進める。

【多様な情報伝達手段の確保】

- ・情報伝達手段として、防災行政無線だけでは限界があることから、多様な情報伝達手段の確保を図る。

【災害時応援協定等の締結】

- ・協定の締結やホットラインの構築を進め、対応力の向上を図る。

【地域防災力の強化】

- ・消防団員確保に努める。
- ・自主防災組織等、地域住民の協力により、防災力強化に取り組む。

【医療体制の強化】

- ・平常時より、地域災害医療・福祉支援ネットワーク会議を開催し、医療救護・福祉支援を迅速かつ適切に行う体制整備を図る。
- ・関係機関が参加する訓練に、継続的に人員を派遣する。

【避難所の維持管理】

- ・避難所の計画的な維持修繕を行う。

【消防・救急体制の強化】

- ・消防車両をはじめとした資機材の計画的な更新を進める。
- ・医療機関を含めた、救急・救助の体制整備を図る。
- ・消防庁舎の適切な維持管理に努める。

【医療・保健・福祉の連携強化】

- ・医療・保健・福祉の関係機関が平時から情報共有を図り、地域災害医療体制の確立に向けた検討を進める。

【広域医療体制の構築】

- ・岩手県や県央保健所と連携を図り、全国からの派遣医療支援チームの迅速な受け入れのための体制整備を図る。

【し尿処理体制の強化・連携】

- ・し尿収集業者等との連携により、被災地での衛生環境の確保を図る。

【災害廃棄物処理体制の強化・連携】

- ・他自治体等との広域連携及び民間事業者等との連携により、被災地での衛生環境の確保を図る。

【庁舎の耐震化と機能強化】

- ・適切な維持管理に努める。
- ・非常用発電設備の整備、情報収集・発信手段の多様化など、災害拠点等としての機能強化を図る。

【業務継続計画の策定】

- ・重要業務を継続するため、業務継続計画を毎年見直す。
- ・業務継続計画に基づいた訓練等を継続して行う。

【住民データ・行政データの保全】

- ・住民データ及び行政データを復旧する体制の整備を図る。
- ・自治体クラウドなど災害に強い情報システムの導入を図る。

個別施策分野2	住民生活
---------	------

【住宅の耐震化】

- ・住宅の耐震化を進める。

【空き家対策の推進】

- ・危険な空き家の解体の促進、発生の抑止に努める。

【社会教育施設の耐震化】

- ・文化施設、スポーツ施設等の耐震化を進める。

【社会福祉施設の災害対策強化】

- ・児童福祉施設、障害者施設、高齢者施設等の社会福祉施設における耐震化や非常時対応設備の整備を進める。

【地域支援体制の強化】

- ・福祉避難所の体制整備を進める。

【防災マップの活用】

- ・地域における避難訓練の実施など、防災マップの活用を図る。

【避難所の備蓄・設備強化】

- ・食料、衛生用品、簡易ベッド等の備蓄品を計画的に購入し、適正管理を行う。

【連絡体制の強化】

- ・孤立の恐れがある集落の連絡体制を強化する。

【保健・医療・福祉の連携強化】

- ・保健・医療・福祉の関係機関が平時から情報共有を図る。
- ・関係機関が参加する訓練に、継続的に人員を派遣する。

【生涯を通じた健康づくりの推進】

- ・生涯を通じた健康づくりの推進に向け、対象となるすべての町民が必要な健診（検診）を安心して受診できる体制づくりを一層強化していく。

【感染症予防の強化】

- ・予防接種を受けることができる体制の充実を図る。
- ・定期予防接種の接種率向上に向けた取組を推進する。

【性別に配慮した支援】

- ・性別の違いを認識し、お互いを尊重する意識啓発に取り組む。
- ・相談体制の充実を図る。

【応急手当講習会等の開催】

- ・講習会等の開催により、普及・啓発に取り組む。

【保健師等による健康管理の強化】

- ・避難者の不安を軽減できるよう県の健康管理マニュアルに沿った健康管理の啓発に努める。
- ・手洗い等衛生管理の普及啓発とともに、消毒液等衛生資材の確保を図る。

【情報の収集・伝達手段の確保・充実】

- ・情報提供体制の充実を図る。
- ・防災拠点の被災を想定した伝達体制の整備を進める。
- ・被災情報の収集体制の整備や集約できる体制の整備を進める。

【ボランティア受入態勢の整備】

- ・社会福祉協議会等との連携を強化し、被災者の需要を調整しながら、早期の再建を進める。

【子育て支援の充実】

- ・関係機関のネットワーク連携により、地域全体で子育てを支援する体制を強化し、妊娠から子育て期全般に渡る切れ目のない支援を強化する。
- ・子育て支援情報の提供を充実させ、子育てにやさしい地域づくりを推進する。

【芸術文化の振興とスポーツの推進】

- ・芸術・文化・スポーツの振興を進める。

個別施策分野3	産業・経済
---------	-------

【農地整備の促進】

- ・農地の適切な管理によりかん養機能を確保する。
- ・農業用施設の計画的な維持や改修を進める。
- ・ため池の周知を進めるとともに、所有者の意向を確認しながら修繕の必要なため池の補修を推進する。

【治山事業の推進】

- ・造林や間伐を進める。
- ・予防治山事業を促進する。

【物資調達協定等の締結】

- ・社会状況や技術の変化を踏まえ、事業者と協定を進める。

【民間企業等における事業継続計画の普及】

- ・制度の趣旨等の普及・啓発により、企業等の事業継続計画（BCP）策定を促す。

【後継者等の育成】

- ・農業次世代人材投資資金をはじめとする各種制度を活用し、新規就農者の確保に努める。
- ・知識及び技術の習得による資質の向上を図りつつ農畜産物のブランド化による就農意欲の高揚を図り、所得向上を目指す農業者を支援する。

【地域の高付加価値化】

- ・観光や文化の面からも農村資源を活用し、地域全体の付加価値の向上を図る。

個別施策分野4	社会基盤
---------	------

【都市機能強化】

- ・狭隘道路の解消や適正宅地の確保、住宅密集地の解消などを進める。

【電柱等の倒壊防止】

- ・往来が多い道路沿いの電線類地中化の検討を進める。

【河川改修・適切な管理による治水対策】

- ・計画的な維持修繕や改修を進める。
- ・危険性の高い北上川の無堤防区間の解消について整備促進を関係機関に要望する。
- ・雨量・水位などの情報提供及び監視体制の強化により被害の軽減を図る。

【砂防施設の整備等による土砂災害対策】

- ・土砂災害対策施設の整備
- ・土砂災害危険箇所等を住民に周知することにより、早期の避難を促す。
- ・適切な土地利用の誘導、危険箇所の対策工事などを進める。
- ・がけ地近接等危険住宅移転事業の検討を進める。

【除雪体制の強化】

- ・民間除雪業者等との連携を強化し、さらに住民との協力体制を構築するなど体制強化を図る。

【交通対策の強化】

- ・交通機能と住民生活を維持するための取組を進める。

【幹線道路整備の促進】

- ・計画的な整備を進める。
- ・道路構造物、電柱等についても、災害時に物流を妨げないよう配慮し整備を進める。

【道路ネットワークの構築】

- ・計画的な改良を進める。
- ・道路構造物、電柱等についても、災害時に物流を妨げないよう配慮し整備を進める。

【ヘリ発着所の確保】

- ・ヘリコプターによる救助に備え、発着所の確保を進める。

【都市機能寸断時のバックアップ体制構築】

- ・電気・水道・通信などの都市機能が寸断したケースを想定し、医療体制を構築する。

【交通ネットワークの形成】

- ・支援ルートの確保とともに、人員・物資を輸送する交通ネットワークを整備する。

【下水道施設の適切な管理】

- ・下水道施設のストックマネジメント計画に基づき、適切な維持管理をするとともに、計画的な施設改修を進める。
- ・し尿収集業者との連携により、被災地域での衛生環境の確保を図る。

【公共交通体制の強化】

- ・路線バス事業者だけに限定せず、タクシー業者、貸切バス事業者等も含めた公共交通体制整備を図る。

【災害廃棄物処理計画の策定】

- ・災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物を迅速に処理する。
- ・民間事業者とも連携して処理体制を構築する。

横断的施策分野 1	共創（町民参画）
-----------	----------

【避難行動要支援者名簿の更新】

- ・ 定期的な更新を行うとともに、制度の周知・啓発に努める。

【自主防災組織の育成・強化】

- ・ 自主防災組織の設立に向けた支援に取り組む。
- ・ 防災訓練や装備品の充実・強化の支援を行う。

【コミュニティセンター等の防災機能強化】

- ・ 適切な維持管理に努める。
- ・ 支援制度を活用し機能強化を図る。

【連絡体制の強化：住民生活より再掲】

- ・ 孤立の恐れがある集落の連絡体制を強化する。

【防災リーダー等地域人材の養成】

- ・ 自主防災組織連絡会議を活用しスキルアップを図る。
- ・ 必要に応じ研修を行うなど、地域の防災力向上を図る。

【防災教育の推進】

- ・ 学校・家庭・地域等が連携した防災教育を進める。

【避難困難者への対応強化】

- ・ 高齢者、障がい者、難病患者、外国人等、これまで以上に要支援者対策を強化する。

【避難訓練の実施】

- ・ 防災知識の普及啓発及び防災意識を高めるため、防災訓練等に取り組む。

【移住・定住の促進】

- ・ 若年層の移住・定住を図り、地域コミュニティを維持する。

【社会福祉協議会との連携強化】

- ・ 支援に担い手となる社会福祉協議会と連携し、福祉体制を強化する。

【労働力の確保と人材育成】

- ・ 企業と求職者のマッチング機能を高める。
- ・ 女性や高齢者、障がい者等が活躍できる、雇用を推進する。

【地域の高付加価値化】

- ・ 観光や文化の面からも農村資源を活用し、地域全体の付加価値の向上を図る。

【豊かな心を育む教育の充実】

- ・ 郷土に対する誇りと愛着を育む。
- ・ 国際社会に対応した人材育成を図る。

【後継者等の育成：産業・経済から再掲】

- ・ 後継者の確保・育成や中心経営体の育成を進める。
- ・ 担い手への集約化など、災害発生後も農林業が継続する体制を確立させる。

【地域コミュニティの再構築】

- ・ 人材不足を相互に補う補完機能の強化を図る。

横断的施策分野2	老朽化対策
----------	-------

【町営住宅の適切な管理】

- ・ 適切な維持管理に努め、計画的な改修を進める。
- ・ 町全体の住宅政策を踏まえ、適切な戸数や配置等について検討を進める。

【道路・橋梁等の適切な管理】

- ・ 町内の主要道路や生活道路、歩道、橋梁などについて、交通量や地域の要望を踏まえつつ、緊急性や必要性を考慮し計画的に整備や改修等を進める。

【上下水道の適切な管理】

- ・ 計画的な老朽管更新と漏水調査等の実施により有収率の向上を図る。

横断的施策分野3	デジタル活用
----------	--------

【防災DXの推進】

- ・ 新たな災害情報システム等の情報収集・研究や災害時のドローンの利用促進など、災害対応に係る様々な場面でデジタル技術を活用し、災害対応力を強化する防災DXに取り組む。

【情報提供におけるDXの推進】

- ・ ハザードマップ等については、デジタル技術を活用し、位置情報や音声読み上げに対応した機能等、障がい者も含めすべての人に配慮した整備を促進する。

3 重点施策

(1) 重点施策の選定

1及び2で示した強靱化の推進施策のうち、影響の大きさ、緊急度、進捗状況、平時の活用等の視点から、計画期間内に優先して取り組む施策を「重点施策」として選定しました。

なお、重点施策については、岩手町総合計画と整合性を図るとともに、各指標から、施策の進捗状況等を客観的に把握できる指標をKPI(重要業績評価指標)として進捗管理を行っていくものとしています。

(2) 個別施策分野の重点施策

①行政機能

【災害対策本部を設置する庁舎機能の強化】

災害対策本部を設置する役場庁舎及び災害対策の拠点となる岩手町スポーツ文化センターについては、施設の耐震化がされているが、ライフラインの確保について検討を進めるとともに、情報収集・発信手段の多様化、集約体制の整備、非常用発電設備の整備など、災害拠点としての機能強化を進める必要がある。

一方で、行政組織が町内に分散しており、情報の一元化の面から、通信手段や集約体制の整備を進める必要がある。

【住民等との連携による地域防災力の強化】

各自治会等での自主防災組織の設立や防災訓練の実施など、住民自らが災害に備える体制づくりに取り組んでおり、防災に対する意識や災害への対応力は向上している。また、防災訓練を通じた、地域内の土砂災害危険箇所の把握や避難経路・避難場所の確認など、行政と住民の連携体制の構築も図られてきた。

その一方で、人口減少や少子・高齢化により、地域防災の担い手となる消防団員が減少しており、特に、昼間に活動可能な消防団員を確保することが課題となっている。

このことから、引き続き自主防災組織の設立支援や防災リーダーの養成講座など、町全体で防災意識を高める取組を推進する。また、消防団員の確保に向けて、住民や企業の理解を進め入団しやすく活動しやすい社会・地域環境の整備に努める。

【消防・救急体制の強化】

消防団と常備消防については、日ごろから連携した防災活動に取り組んでおり、火災をはじめ風水害、雪害の警戒・救助などに対し、迅速な対応がなされている。また、盛岡中

央消防署岩手分署の整備・改修も含め、常備消防と消防団の装備品等についても計画的に配備し、更新を行うなど、災害に備えた増強を図るよう努める。

しかし、多数の負傷者が発生する大規模自然災害においては、医療機関と連携・協力し負傷者に対応することが求められる。

このことから、消防団と常備消防の連携強化に引き続き取り組むとともに、救急医療を担う医療機関との連携強化に努め、救助・救急体制の強化を図る。

【広域連携体制の構築】

岩手県における市町村相互応援協定や盛岡広域8市町における消防応援協定など、広範囲の被災に備えた相互応援体制の構築が進んでいるほか、岩手西北医師会をはじめとした医療関係機関、電力、ガス、工事業者、食品販売業者等と災害時の救急・医療やインフラ、食料・物資を確保するための協定も締結しており、災害時に命を守る取組が進められている。

今後においても、他自治体や企業・団体との災害時の医療・福祉の確保や食料・物資の調達などの協力関係を構築するなど、住民活動の広がりに即した広域連携体制の構築について検討を進める。

【業務継続計画の策定】

業務継続計画は、災害により行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況で、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画であり、非常時優先業務の実施を確保するものである。

このことから、地域防災計画と整合性を図りながら、岩手町の庁舎・職員等が被災し、行政資源の制約が伴う条件下において、非常時優先業務の実施を確保する計画を定め、毎年見直す必要がある。

< K P I（重要業績評価指標） >

・消防団員数	297人(R6)	→300人(R12)
・自主防災組織数	28団体(R6)	→30団体(R12)
・災害時応援協定の枠組み	25件(R6)	→33件(R12)
・業務継続計画	策定済	→適宜更新

②住民生活

【建物等の耐震化の推進】

一般住宅の耐震化については、その必要性や耐震診断・耐震改修支援制度の周知に努め、耐震化率向上の取組を進めている。また、不特定多数が集まる社会教育施設等についても耐震化を進めるとともに、施設の適切な管理のための改修を計画的に進めている。

しかしながら、一般住宅においては、経済的な費用負担が発生することから、特に高齢者世帯で耐震改修等が進んでいないのが現状である。

このことから、引き続き耐震化の必要性や支援制度の周知に努め耐震化率向上に向けた取組を進める。また、社会教育施設については、避難所となっている施設を中心に耐震化を進め、あわせて災害時の物資等の備蓄を進める。

【空き家対策の推進】

令和7年度に空き家等調査を実施した。前回調査時点で空き家だったものについて一定の解消は見られたが、一方で新たに空き家となってしまったものもある。調査の結果、約85%は、簡易な修繕で利活用可能と考えられるが、利活用が進んでいない状況である。中には危険性・緊急性が高い空き家等もあり、近隣住民からも不安視する声も寄せられている。

このことから、所有者等に対し、法律に基づき適切な管理を促すとともに、解体を推進する支援策や、移住・定住や町内の住み替えに向けた空き家バンク制度の利用促進など、資産の有効活用に向けた取組を進める。

【社会福祉施設の災害時対策の推進】

社会福祉施設では、火災、大雨、地震、停電、断水、防犯等のために必要な対策を講じているが、耐震化対策や自家発電設備等の災害時に有効な設備や機器を備えていない施設もある。このことから、避難行動に時間を要する者が多く利用する施設に対して、災害発生時に有効な設備や機器の導入に向けた支援等の取組を進める。

【医療・保健・福祉の連携強化】

町が行う医療・保健事業については、岩手西北医師会等と連携しながら施策・事業に取り組むなど、すでに一定の協力関係が構築されている。また、避難行動要支援者の個別計画策定など、関係機関での連携や情報共有が進められている。

しかし、大規模災害時には、複数箇所で不特定多数の被害が発生することに加え、福祉サービスを受けながら地域社会で暮らしている住民や、町外からの来訪者などへの対応も必要になる。このことから、関係機関の連携体制を「災害」という観点から、再度見直すとともに、消防・医療・保健・福祉の関係機関が平時から情報共有を図り、被災時には医

療や福祉の資源を総動員できる地域災害医療体制の確立に向けた取組を進める。

【健康診査・指導体制の充実】

病気の早期予防等については、健康管理システムにより、検診結果をデータ化し必要な保健指導を行うなど、早期発見や重症化・慢性化を抑制する取組を進めている。

しかし、避難生活が長期にわたる場合には、環境の変化による発症リスクも想定される。

このことから、蓄積された検診データの活用により疾病リスクを有する住民に対する指導体制の充実を図る。

【子育て相談体制の充実】

子育て支援については、保育料の無償化や医療費助成など保護者の経済的負担に対する支援を行うとともに、こども家庭センター設置により育児や家庭についての相談体制の充実を図ってきた。

しかし、被災や避難生活などにより生活環境が変化し、新たなストレスが発生することで、心身に不調をきたすことも想定される。また、就業等環境の変化に伴う様々な要因が重なり、家族関係が不安定になり、子どもへの虐待等が引き起こされる事も想定される。

このことから、こども家庭センターでの相談体制強化に加え、保育所、認定こども園の保育士等や小中学校の教職員など関係機関の連携を強化し、被災時の相談対応の充実を図る。

【情報の収集・伝達手段の確保・充実】

災害時の情報伝達手段については、令和2年度にYahoo!防災速報を活用した防災情報の配信を開始させるなど、行政・民間事業者の協力による体制を構築し、また、令和5年度に国の交付金を活用し、河川監視カメラの設置や住民の早期避難や災害状況を情報伝達するサービスを構築しており、今後も多様な情報伝達手段の確保を図っていく。

また、災害情報の収集については、住民をはじめ、警察、消防団、土木、医療、福祉などの関係者からの提供となっており、被害の規模や緊急度を客観的に判断できないケースも散見され、その手段についても電話による口頭伝達であり、電話が利用できない場合は収集できる情報量が極端に減少することも予想される。そこで、国の交付金を活用し、写真や位置場が付いた情報を投稿でき、状況把握から対応まで情報の一元管理が可能なシステムを構築した。

それにより、電話回線切断など災害時に想定される状況に対応した情報収集体制の強化を図られるとともに、収集した情報の客観的判断基準を関係機関で共有するなど、緊急度に応じ人的・物的資源を投入できる体制づくりを進める。

< K P I (重要業績評価指標) >

・木造住宅耐震診断戸数	61戸(R6)	→85戸(R12)
・空き家率(空き家数/世帯数)	10.2%(R6)	→10.2%(R12)
・特定健診受診率	54.9%(R6)	→60.0%(R12)
・特定保健指導実施率	63.5%(R6)	→65.0%(R12)

③産業・経済

【農地・山林整備の促進と後継者等の育成】

引き続き多面的機能支払交付金等を活用しながら、農業施設の維持管理や新規地区の検討を進めていく。

また、防災重点ため池の整備も進め、より安心安全な農業環境の整備を目指していく。

しかしながら、農林業経営体の高齢化や後継者不足が顕著となっている。新規就農者の発掘や第三者継承制度を活用しながら健全な農地・森林の維持を継続する。

【民間企業等における事業継続計画の普及】

事業継続計画(BCP)は、自然災害、大火災などの緊急事態が発生した場合に、事業資産の損害を最小限にとどめ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法・手段を示す計画である。

しかし、町内の民間企業においては、補助等の採択要件となっているなど必要が生じた場合には策定するといったように、積極的に策定する動きが見られない。

このことから、経営基盤が脆弱な中小企業を中心に、災害時に倒産や事業縮小を回避し、事業の継続・早期復旧するために、事業継続計画趣旨の普及・啓発を図る。

【再生可能エネルギーの導入促進】

国においては、東日本大震災等を背景に、再生可能エネルギー等を活用した自立・分散型エネルギーシステムの導入等による「災害に強く環境負荷の小さい地域づくり」を進めている。

一方、岩手町の再生可能エネルギーの導入促進や省エネルギーの推進などは、地域内で生み出された価値を地域内で消費するといった、地域経済の好循環を促す視点から検討を進めている。

このことから、引き続き経済的な視点からのエネルギー施策を推進するとともに、地域の再生可能エネルギー等を活用した自立分散型の地域づくりに向けた検討を進める。

< K P I (重要業績評価指標) >

・新規就農者	5 経営体(R6)	→10 経営体(R12)
・林業従事者	74 人(R6)	→70 人(R12)
・認定農業者	200 経営体(R6)	→120 経営体(R12)
・公共施設の再生可能エネルギーの発電施設	9 施設(R6)	→10 施設(R12)

④社会基盤

【道路整備の促進】

町道の整備・改修については、生活環境の向上や安全性の確保、防災性の向上など、生活に身近な道路整備を計画的に進めている。また、町民協働による道路の整備にも取り組んでいる。

このことから、災害発生時の避難路・輸送路という視点を踏まえ、国・県道の未改良区間や未整備道路の早期着工・整備のほか、国・県道へのアクセス強化を図るなど町道の整備にも努め、道路・交通体系の整備促進を図る。

【除雪体制の強化】

幹線道路においては民間事業者への委託等により除雪体制の整備が図られている。また、各自治会等への除雪機の貸与、あるいは、除雪燃料の支援など住民の協力による除雪体制の整備も進んでいる。

しかし、一定の降雪量があった場合は、生活に身近な道路を中心に通行不能になることも散見される。また、地域によっては、高齢者世帯の宅地内の除排雪ができないケースも見られるなど、地域の特性を踏まえた体制整備が求められている。

このことから、これまで以上に民間業者等との連携を強化するとともに、地域住民の協力による除排雪体制の強化を進める。

【交通ネットワークの形成と公共交通体制の強化】

災害時に国道・県道・町道が果たす役割について、道路管理者間で情報共有を図るなど、人と物資を輸送できる体制整備に向けた取組を推進している。

しかし、集落は広い範囲に点在し、移動手段が自家用車中心でアクセスが困難な地域もあり、大規模災害時に人と物資を輸送するための仕組みが整備されていないのが現状である。

このことから、各道路管理者と住民や民間事業者が協力し、公共交通体制の強化や支援ルート確保に向けた交通ネットワークの形成など、避難・支援両面から交通体系整備に努める。

【河川整備・砂防施設整備の促進】

洪水災害や土砂災害に対する安全度の向上を図るため、河川整備・砂防施設整備及び適正な維持管理を推進します。

< K P I (重要業績評価指標) >

・町道改良延長	282. km(R6)	→283.5km(R12)
・町道舗装整備延長	270.1 km	→270.6 km(R12)
・橋梁補修	22 橋(R6)	→30 橋(R12)
・除雪機械更新台数	1 台(R6)	→3 台(R12)
・小型除雪機械保有台数	5 台(R6)	→7 台(R12)
・砂防施設整備件数	6 箇所(R6)	→7 箇所(R12)
・河道浚渫	1,750 m ³ (R6)	→3,400 m ³ (R12)

(3) 横断的施策分野の重点施策

①共創（町民参画）

【防災意識の向上と知識の普及啓発の推進】

各自治会等において、自主防災組織の設立に取り組んでおり、住民の防災意識も高まっている。

また、これまで各種研修により、災害に対する知識の普及も進んでいる。

一方、自治会の編成により、自主防災組織の未設立の自治会があるほか、地域の防災活動への若年層の参加が少ないなど、地域や年齢によって防災意識が低い傾向もみられる。

このことから、引き続き自主防災組織の設立を促すとともに、地域の消防団との連携強化や装備品の充実等に取り組むことで、町民の防災意識の向上と防災知識の普及・啓発を進める。

【防災教育の推進】

東日本大震災など大規模自然災害を契機に防災教育の重要性が認識され、全国各地において児童・生徒の安全意識を高める教育が進められており、岩手町においても、各小中学校で被災地の訪問や避難訓練などに取り組んでいる。また、災害復興の大きな力となる、郷土に対する愛着と誇りを育む教育も進められている。

一方、災害は児童・生徒の在学時間に発生するとは限らず、また、被災後は教員に加え、地域住民の協力により子どもたちの生活を支える必要があり、学校・家庭・地域が連

携した取組が求められている。

このことから、学校・家庭・地域が一体となって防災教育を推進するとともに、再建の力となる郷土に対する「愛着」と「誇り」を育むために、引き続き岩手町の歴史や文化、人物、産業などを学ぶ教育を推進する。

【地域資源の連携による付加価値の向上】

岩手町は、優秀な地域人材をはじめ特徴ある産業や伝統文化など、生活の中で培われてきた多くの魅力を有した人材が存在しており、地域人材の人的つながりは災害時に大きな力を発揮する。

このことから、防災の観点からも町内での交流人口をさらに増大させていくことも求められている。

したがって、地域資源の連携により、地域全体の価値の向上を図り、関係人口の増大に向けた取組を推進する。

【持続可能な地域づくりの推進】

人口減少や少子・高齢化が進むなか、町では地域活性化に向けた住民主体の取組を支援している。

しかし、人口減少等により、地域コミュニティの弱体化、あるいは、予算・職員など行政資源の減少といった影響が現れており、災害時に「共助」を担う地域コミュニティの再構築と民間と連携した公共サービスの提供を確保することが課題となっている。

このことから、複数自治会で人的不足を相互に補完する機能の強化を図るとともに、住民や民間事業者、金融機関等と連携し持続可能な地域づくりを推進する。

< K P I (重要業績評価指標) >

・各種団体における防災研修会の開催	7 団体 (R6)	→15 団体(R12)
・消防団員数 (再掲)	297 人(R6)	→300 人(R12)
・自主防災組織数 (再掲)	28 団体(R6)	→30 団体(R12)

②老朽化対策

【町営住宅の適切な管理】

既存の住宅については、岩手町公営住宅等長寿命化計画に基づき改修を進めるとともに、適切な維持管理に努めている。

一方、建築年が古い建物が多いことから、突発的な修繕が必要になるケースも見られるなど、入居者の安全・安心確保が求められている。

このことから、引き続き適切な維持管理と計画的な改修に努めるとともに、町全体の住

宅政策を踏まえ、適切な管理戸数、配置について検討を進める。

【道路・橋梁等の適切な管理】

道路・橋梁等については、道路整備計画、橋梁長寿命化計画等に基づき改修を進めるとともに、適切な維持管理に努めている。

しかし、交通手段が自家用車に限られたり、そもそも自家用車でのアクセスが困難な地域も存在している。

このことから、災害時の避難路や、支援する人員・物資の輸送路となる幹線道路を中心に、適切な維持管理と改修を進めるとともに、防災の視点から長寿命化計画等を適宜変更し、計画的に改修を進める。

【上下水道の適切な管理】

上下水道施設については、長寿命化、耐震化計画等に基づき改修を進めるとともに、適切な維持管理に努めている。

しかし、大規模災害発生時には管路の破損、電力供給の長期間の断絶による施設・設備の停止などが想定され、特に、飲料水の供給停止は、避難生活に大きな影響を及ぼすこととなる。避難所等の重要施設への管路の耐震化を進めるとともに、民間事業者との物資提供協定の締結や自治体間での災害応援協定の締結、様々なケースを想定した供給・処理体制の整備に努める。

< K P I (重要業績評価指標) >

・公営住宅管理戸数	272 戸(R6)	→258 戸(R12)
・町道舗装整備延長(再掲)	270.1 km	→270.6 km(R12)
・橋梁補修(再掲)	22 橋(R6)	→30 橋(R12)
・有収水率	79.3%(R6)	→82.8%(R12)
・汚水処理人口普及率	72.0%	→81.7%(R12)

4 計画の推進と進捗管理

(1) 推進体制

町民をはじめ、国、県、民間等とも連携し計画の推進を図るため、本計画の周知に努めるとともに、被害想定や各種リスク情報、取組の進捗状況を共有しながら、相互に連携して効果的・効率的な取組の展開を図ります。

(2) 計画の進捗管理

計画の実効性を高めるため、進捗管理についてはPDC Aサイクル（PLAN〔計画策定〕、DO〔実行〕、CHECK〔点検・評価〕、ACTION〔処置・改善〕）により行います。具体的には、岩手町総合計画に掲げられた目標指標と連動して設置した、それぞれの取組におけるKPI指標（重要業績評価指標）を検証し、町民等からの意見を踏まえた見直しを行い公表するとともに、次年度以降の施策や事業に反映します。

(3) 計画の見直し

岩手町を取り巻く社会・経済情勢等の変化により、岩手町総合計画に変更が生じた場合、また、国・県の強靱化計画が変更された場合など、この計画を変更する必要がある場合には、期間内においても適宜見直しを行います。

資料

起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価

目標1 人命の保護を最大限図る

1-1	地震等による建築物の大規模倒壊や火災による死傷者の発生（二次災害含む）
-----	-------------------------------------

【公立学校の耐震化】＜学校教育課＞

- ◇町内小中学校6校の校舎・屋内運動場の構造部の耐震化を進める。
- ⇒適切な維持管理に努めるとともに、避難所としての機能確保・強化を図る必要がある。

【住宅の耐震化】＜建設課＞

- ◇住宅の耐震診断件数は63件である。
- ⇒耐震化の必要性や、耐震診断・耐震化改修支援制度等の周知に努め、耐震化率を向上させる必要がある。

【空き家対策の推進】＜建設課＞

- ◇空き家等の実態把握に努めているが、空き家等数は増加傾向にある。
- ⇒危険な空き家の解体を促すとともに、危険な空き家の発生を未然に防ぐため、効果的な空き家対策の検討を早急に進める必要がある。

【社会教育施設の耐震化】＜社会教育課＞

- ◇岩手町スポーツ文化センター等体育施設の耐震化率は66%であり、避難所としての安全性に不安がある。
- ⇒引き続き、既存の施設の見直しや避難所としての機能確保・強化に努める必要がある。

【社会福祉施設の災害対策強化】＜健康こども課・福祉介護課＞

- ◇児童、障害者、高齢者が利用する施設では、災害発生時に有効な非常用自家発電設備が整備されていないところもある。
- ⇒引き続き、災害発生時に有効な設備や機器の整備・導入の支援を行う必要がある。

【地域支援体制の強化】＜福祉介護課＞

- ◇心身に障がいを持つ人など何らかの特別な配慮が必要となる方が、被災後も安心して暮らせるための体制が整っていない。
- ⇒社会福祉法人等と福祉避難所の協定を締結しており、今後も連携を強化するとともに、福祉施設の被災等も想定した体制強化が必要である。

【都市機能強化】 <建設課>

◇県道や町道は、災害発生時において混雑を招き、避難等に支障をきたす。
⇒狭隘道路の解消や適正宅地の確保、住宅密集地の解消などを進める。

【避難行動要支援者名簿の更新】 <総務課・福祉介護課>

◇災害時に円滑な避難支援を行うための、避難行動要支援者名簿については作成済である。
⇒名簿の定期的な更新を行うとともに、制度の周知・啓発に努める必要がある。

【自主防災組織の育成・強化】 <総務課>

◇自主防災組織の組織率は32.9%となっており、未設立の自治会に自主防災組織の設立を促す必要がある。
⇒今後も自主防災組織の結成に向けた支援に取り組むとともに、防災訓練や装備品の充実・強化の支援を行う必要がある。

【コミュニティセンター等の防災機能強化】 <中央公民館>

◇施設の老朽化が進んできているため、長寿命化を図っていく必要がある。
⇒指定避難所となっている施設もあることから、適正な維持管理に努めるとともに計画的に改修を行い、避難所としての機能強化を図る必要がある。

【町営住宅の適切な管理】 <建設課>

◇岩手町公営住宅等長寿命化計画に基づき、適正に維持管理をしているが、今後改修が必要な施設が増加する傾向にある。
⇒適切な維持管理を行うとともに、計画的な改修を進める必要がある。また、民間賃貸住宅の動向や空き家の利活用など、町全体の住宅政策を踏まえ、適切な戸数や配置等について検討を進める必要がある。

【道路・橋梁等の適切な管理】 <建設課>

◇道路整備計画、橋梁長寿命化計画等に基づき、必要な改修を進めている。
⇒幹線道路を中心に、救助や救護活動等が迅速に行えるよう、今後も計画的な改修を進める必要がある。

1-2	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生
-----	----------------------------------

【防災マップの活用】 <総務課>

◇町内の浸水想定区域等を示した防災マップを作成し、各世帯に配布済である。
⇒防災マップの活用を図り、危険箇所を事前に把握した上で避難訓練を実施する必要がある。

【農地整備の促進】 <農林課>

◇耕作放棄地等の増加に伴い、農地の持つ洪水調節機能が低下している。

⇒耕作放棄地等の荒廃農地の増加を防ぎ、農業経営の安定化を図るため、農地整備を促進する必要がある。

【河川改修の促進】 <建設課>

◇県管理の北上川河川改修が進められている。

⇒早期の事業完了を県に働きかけるとともに、雨量・水位などの情報提供により、被害の軽減を図る必要がある。

【河川の適切な管理】 <建設課>

◇現状の把握に努め、必要な改修を進める。

⇒適切な維持管理を行うとともに、計画的な改修を進める必要がある。

【下水道施設の整備】 <水道事業所>

◇下水道整備を行っているが、財政面の課題がある。

⇒可能な範囲で事業を進めていくとともに、下水道施設の適切な維持管理を図る必要がある。

1-3	大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生
-----	----------------------------

【防災マップの活用：1-2再掲】 <総務課>

◇町内の土砂災害（特別）警戒区域等を示した防災マップを作成し、各世帯に配布済である。

⇒防災マップの活用を図り、危険箇所を事前に把握した上で避難訓練を実施する必要がある。

【治山事業の促進】 <農林課>

◇森林の荒廃により治水機能が低下しつつある。

⇒災害防止機能を持つ森林を適切に保全するため、造林や間伐を進めるとともに、危険箇所については、予防治山、地すべり防止などの事業を促進する必要がある。

【土砂災害危険箇所等の周知・解消】 <総務課・建設課>

◇急傾斜地が多く、土砂災害により死傷者が発生する可能性がある。

⇒防災マップにより危険箇所の周知と速やかな避難を図るとともに、適切な土地利用の誘導、危険箇所及び危険地域等に対する対策と、解消に向けた対策工事などを進める必要がある。

【公共施設の管理】 <総務課>

- ◇公共施設の改修、更新については、防災マップの情報と照らし合わせて検討していく。
- ⇒土砂災害（特別）警戒区域内の公共施設を調査し、公共施設等総合管理計画個別施設計画に盛り込む。

1-4	暴風雨（雪）及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
-----	-----------------------------

【関係機関との連携強化】 <総務課>

- ◇道路管理者等と災害時の連携協定を締結するなど、被害低減に向けた取組を進めている。
- ⇒今後も関係機関との連携強化を図るとともに、地域住民や自治会等との協力体制も整備する必要がある。

【除雪体制の強化】 <建設課>

- ◇除雪機械を有する民間除雪事業者等と、降雪時の除雪委託を締結し、速やかな除雪体制を整えている。
- ⇒降雪の状況によっては、除雪作業が遅れ、住民生活に影響を及ぼす可能性があることから、民間除雪事業者等との連携を強化することや、さらなる住民との協力体制を構築するなど、体制の強化が必要である。

【連絡体制の強化】 <総務課>

- ◇交通や情報の遮断により、孤立するおそれのある集落がある。
- ⇒孤立のおそれがある集落を把握し、連絡体制を強化する必要がある。

1-5	情報伝達の不備・麻痺・長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
-----	---

【多様な情報伝達手段の確保】 <総務課>

- ◇情報伝達手段として防災行政無線が有効だが、防災行政無線だけでは限界があることから、多様な情報伝達手段の確保を図る。
- ⇒インターネットでのお知らせなど、行政・民間事業者の協力による体制が構築されており、住民の早期避難や災害状況の周知に役立っているが、今後も多様な情報伝達手段の確保を図っていく必要がある。

【防災リーダー等地域人材の養成】 <総務課>

- ◇東日本大震災を契機とし、住民による「自助」の力を高めるために、自主防災活動の地域リーダーの育成に努める。
- ⇒随時スキルアップを図るとともに、必要に応じて研修を行うなど、地域の防災力向上を

図る必要がある。

【防災教育の推進】 <学校教育課>

◇各小中学校で避難訓練等を実施し、児童・生徒の防災意識の向上に努めている。
⇒学校・家庭・地域等が連携した防災教育を進める必要がある。

【避難困難者への対応強化】 <総務課・福祉介護課>

◇避難行動要支援者名簿に基づき、個別計画を作成して災害時の支援体制を整える必要がある。
⇒個別計画により支援体制を整え、災害発生時には、高齢者、障がい者、難病患者や外国人など避難困難者への対応を図ることが必要となる。

【地域情報化の推進】 <企画商工課・みらい創造課>

◇光ケーブル等、町内の情報通信網は整備が進み、情報通信網は確保できている。
⇒今後も、災害関連情報を適宜住民に伝えるため、情報通信網の確保と住民が使いやすいアプリ等を整える必要がある。

目標2 救助・救急、医療活動等を迅速に行う

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

【災害時応援協定等の締結】 <総務課>

◇県内市町村間の災害協定や遠隔自治体間との災害協定（要確認）をはじめ、民間事業者等と物資提供協定を締結するなど連携強化を進めている。
⇒今後も連携強化に努めるとともに、定期的な訓練の実施などにより、対応力の向上を図る必要がある。

【避難所の備蓄強化】 <総務課>

◇非常用物資が配布されている指定避難所等が少ない。
⇒非常用物資の備蓄を進めるとともに、指定避難所等に物資を分配する。

【物資調達協定等の締結】 <総務課>

◇非常時の物資供給を確保するため、民間事業者と災害時の食料・物資提供に関する協定を締結している。
⇒事業者との協議を行うなど、より一層連携を深めていく必要がある。

【幹線道路整備の促進】 <建設課>

◇町外との物流を担う幹線道路については、計画的な整備と適切な維持管理が行われてい

る。

⇒今後も計画的な整備を進めるとともに、道路構造物、電柱等についても、災害時に物流を妨げないよう配慮して整備を進める必要がある。

【避難訓練の実施】 <総務課>

◇町が行う防災訓練のほか、各自治会や各自主防災組織においても避難訓練等を実施するなど、日ごろから災害に備えている。

⇒災害発生時は、住民が自主的に行動することが重要であることから、今後も防災知識の普及啓発及び防災意識を高めるために、防災訓練等に取り組む必要がある。

【上水道の適切な管理】 <水道事業所>

◇老朽化した耐震性の送配水管等の耐震化を計画的に進めている。

⇒今後も適切な維持管理を行うとともに、災害時には長期的な断水が生じない改修を進める必要がある。

2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
-----	----------------------

【連絡体制の強化：1-4再掲】 <総務課>

◇交通や情報の遮断により、孤立するおそれのある集落がある。

⇒孤立のおそれがある集落を把握し、連絡体制を強化する必要がある。

【道路ネットワークの構築】 <建設課>

◇中心部と周辺部を結ぶ道路については、計画的に整備を進めているが、山間部の路線等については、急こう配や急カーブなどの危険箇所が多くなっている。

⇒今後も計画的な改良を進めるとともに、アクセス道路の複数化など、孤立集落の発生を低減する道路ネットワークを整備する必要がある。

【ヘリ発着所の確保】 <総務課>

◇山間部においては、小中学校の校庭など、ヘリコプターの発着ができる場所が少ない。

⇒道路が寸断された際の、ヘリコプターによる救助に備え、発着場所の確保を進める必要がある。

【移住・定住の促進】 <みらい創造課>

◇人口減少等により、地域商工業者の事業継続が難しくなっている。

⇒移住・定住希望者への就業支援、住居支援等により移住・定住促進を図り、地域の商工業者を維持する必要がある。

【避難行動要支援者名簿の更新：1－1再掲】 <総務課・福祉介護課>

◇災害時に円滑な避難支援を行うための、避難行動要支援者名簿については作成・配布済である。

⇒名簿の定期的な更新を行うとともに、制度の周知・啓発に努める必要がある。

【道路・橋梁等の適切な管理：1－1再掲】 <建設課>

◇道路整備計画、舗装維持管理計画、修繕管理計画、橋梁長寿命化計画等に基づき、必要な改修を進めている。

⇒幹線道路を中心に、救助や救援活動等が迅速に行えるよう、今後も計画的な改修を進める必要がある。

2-3	自衛隊、警察、消防、医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
-----	--

【消防・救急体制の強化、地域防災力の強化】 <総務課>

◇消防・救急業務は盛岡地区広域消防組合で行っており、日頃から消防団との連携を強化する取組を進めている。また、消防・救急車両をはじめとした資機材等についても計画的な更新を行っている（要確認）。

⇒引き続き消防団との連携強化を進めるとともに、大規模自然災害時における医療機関を含めた救急・救助の体制整備を進める必要がある。

◇少子高齢化、人口減少などの要因により、消防団員の確保が困難となっている。

⇒引き続き団員確保に努めるとともに、自主防災組織等、地域住民の協力により、防災力強化に取り組む必要がある。

【医療・保健・福祉の連携強化】 <健康こども課>

◇岩手西北医師会をはじめ、関係機関とはすでに協力・連携関係が構築されているが、避難行動要支援者に加え要介護者や来訪者への対応も必要になる。

⇒連携体制を「災害」という視点から、再度見直すとともに、医療・保健・福祉の関係機関が平時から情報共有を図り、地域災害医療体制の確立に向けた検討を進める。

【広域医療体制の構築】 <健康こども課>

◇岩手県や県央保健所と連携を図り、全国からの派遣医療支援チームの迅速な受け入れができるよう、体制の整備を図る。

⇒岩手町内の医療・保健・福祉の担当者による、地域災害医療・福祉支援ネットワーク会議の体制が必要である。

【健康診査・指導體制の充実】 <健康こども課>

◇健康管理システムを活用し、個人の健康診査結果等に基づく健康指導を行っている（要確認）。

⇒避難所等において、健康管理は特に重要となることから、健康診査受診率の向上を図り健康情報の把握に努めるとともに、適切な保健指導体制を確保する必要がある。

【性別に配慮した支援】 <健康こども課>

◇避難生活による環境変化や役割の偏重などのストレスにより心身に不調をきたすケースがある。

⇒日頃から、性別の違いを認識し、お互いを尊重する意識啓発に取り組むとともに、相談体制の充実を図る必要がある。

【交通ネットワークの形成】 <企画商工課>

◇鉄道・バス等の交通機関はあるが、点在する集落までの移動手段がタクシー・自家用車に限られている。

⇒被災後の支援ルートの確保とともに、人員・物資を輸送する交通ネットワークを、住民をはじめ関係機関と連携しながら整備する必要がある。

【道路・橋梁等の適切な管理】 <建設課>

◇道路整備計画、舗装維持管理計画、修繕管理計画、橋梁長寿命化計画等に基づき、必要な改修を進めている。

⇒幹線道路を中心に、救助や救護活動等が迅速に行えるよう、今後も計画的な改修を進める必要がある。

2-4	被災地における感染症等の大規模発生
-----	-------------------

【保健師等による健康・管理の強化】 <健康こども課>

◇生活環境の変化により、体調を崩す住民や持病の悪化に不安を抱く住民が見られる。

⇒医師と保健師等が連携し、避難住民に対する相談・指導により感染症等の発生を抑制するとともに、不安感の軽減を図る必要がある。

【汚水処理施設等の機能連携によるし尿処理の確保】 <盛岡北部行政事務組合>

◇し尿の処理等に支障が無いよう、類似機能間での連携も必要となる。

⇒「公共下水道」及び「公共施設等の合併処理浄化槽」の機能維持、復旧により、被災・破損区域・施設の排水処理連携を行い、公衆衛生を確保する。

⇒し尿処理施設が被災した場合、「一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定書」に基づき、他地域のし尿処理施設に要請し、各家庭から排出されるし尿等を処理する必要がある。

⇒処理物の運搬等に必要不可欠な「し尿収集業者」との連携により、被災地での衛生環境の確保を図る必要がある。

【他自治体等との広域連携等による災害廃棄物処理体制の確保】 <町民課>

◇大量に発生する災害廃棄物の処理等に支障が生じないよう他自治体等との広域連携等が

必要となる。

⇒災害廃棄物を迅速に処理するため、他自治体等との広域連携及び民間業者等との連携強化を図り、災害廃棄物の収集・運搬又は処分などの処理体制及び公衆衛生の確保を図る。

⇒ごみ処理施設が被災した場合、「一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定書」に基づき、他自治体等のごみ処理施設に協力要請し、災害廃棄物を迅速に処理する必要がある。

⇒災害廃棄物の収集・運搬に必要不可欠な「廃棄物収集・運搬業者」と連携し、被災地の衛生環境の確保を図る必要がある。

目標3 必要不可欠な行政機能を維持する

3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

【庁舎の耐震化と機能強化】<総務課>

◇災害時に防災拠点となる、役場庁舎及び岩手町スポーツ文化センターについては耐震化済である。

⇒耐震化済の庁舎については、非常用発電設備の適切な維持管理に努めるとともに、情報収集・発信手段の多様化など、災害拠点としての機能強化を図る必要がある。

【業務継続計画の策定】<総務課>

◇重要業務を継続するための業務継続計画は策定済である。

⇒災害時に重要業務を継続するため、業務継続計画を毎年見直す必要がある。

【住民データ・行政データの保全】<企画商工課>

◇住民の個人データ及び税関係データ等並びに行政データについては、適切にバックアップを確保している。

⇒災害時に住民データ等を復旧する体制の整備に向けた自治体クラウドの導入、また、通信手段の確保等について強化していく必要がある。

【道路・橋梁等の適切な管理：1-1再掲】<建設課>

◇道路整備計画、舗装維持管理計画、修繕管理計画、橋梁長寿命化計画等に基づき、必要な改修を進めている。

⇒幹線道路を中心に、救助や救護活動等が迅速に行えるよう、今後も計画的な改修を進める必要がある。

目標4 地域経済システムを機能不全に陥らせない

4-1	サプライチェーンの寸断等による企業活動等の停滞
-----	-------------------------

【民間企業等における事業継続計画の普及】 <企画商工課>

◇企業活動を継続するための事業継続計画の策定が進められている。

⇒制度の趣旨等の普及・啓発により、企業等の事業継続計画（BCP）策定を促す必要がある。

【再生可能エネルギーの導入促進】 <町民課>

◇地域内で生産・消費できるエネルギー設備が少ない。

⇒再生可能エネルギーは、災害時に自立的なエネルギーとなることが期待されるため、施設や地域特性に応じた普及・導入を進める必要がある。

【社会福祉施設の災害対策強化：1-1再掲】 <健康こども課・福祉介護課>

◇児童、障害者、高齢者が利用する施設では、災害発生時に有効な非常用自家発電設備が整備されていないところもある。

⇒引き続き、災害発生時に有効な設備や機器の整備・導入の支援を行う必要がある。

4-2	食料等の安定供給の停滞
-----	-------------

【上水道の適切な管理：2-1再掲】 <水道事業所>

◇老朽化した送配水管等の耐震化を計画的に進めている。

⇒今後も適切な維持管理を行うとともに、災害時には長期的な断水が生じない改修を進める必要がある。

【民間企業等における事業継続計画の普及】 <企画商工課>

◇企業活動を継続するための事業継続計画の策定が進められている。

⇒制度の趣旨等の普及・啓発により、企業等の事業継続計画（BCP）策定を促す必要がある。

4-3	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
-----	-------------------

【後継者等の育成】 <農林課>

◇農林業においては、従事者の高齢化、後継者不足等により、事業継承が難しくなっている。

る。

⇒国の支援制度等により、後継者の確保・育成や中心経営体の育成を進めるとともに、農業委員会等と連携を図りながら担い手への集約化など災害発生後も農林業が継続する体制を確立させる必要がある。

【農地整備の促進：1－2再掲】 <農林課>

◇耕作放棄地等の増加に伴い、農地の持つ洪水防止・軽減機能が低下している。

⇒耕作放棄地等の荒廃農地の増加を防ぎ、農業経営の安定化を図るため、農地整備を促進する必要がある。

【治山事業の促進：1－3再掲】 <農林課>

◇森林の造林・再造林が行われず治水機能が低下し、豪雨による土砂流出等の被害が発生するおそれがある。

⇒災害防止機能を持つ森林を適切に保全するため、造林や間伐を進めるとともに、危険箇所については、予防治山、地すべり防止などの事業展開を検討する必要がある。

目標5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、早期復旧を図る

5－1	情報通信機能の長期停止
-----	-------------

【情報の収集・伝達手段の確保・充実】 <総務課>

◇情報提供手段の確保については、計画的な取組を進めているが、収集手段についての検討・構築が遅れている。

⇒引き続き情報提供体制の充実を図るとともに、防災拠点の被災を想定した伝達体制の整備を進める必要がある。また、被災情報の収集体制の整備や集約できる体制の整備を進める必要がある。

5－2	電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止
-----	--------------------------

【民間企業等における事業継続計画の普及：4－1再掲】 <企画商工課>

◇企業活動を継続するための事業継続計画の策定が進められている。

⇒制度の趣旨等の普及・啓発により、企業等の事業継続計画（BCP）策定を促す必要がある。

【再生可能エネルギーの導入促進：4－1再掲】 <町民課>

◇地域内で生産・消費できるエネルギー設備が少ない。

⇒再生可能エネルギーは、災害時に自立的なエネルギーとなることが期待されるため、施設や地域特性に応じた普及・導入を進める必要がある。

⇒施設や地域特性に応じた普及・導入を進める。

5－3	上下水道等の長時間にわたる供給停止
-----	-------------------

【上水道の適切な管理：2－1再掲】 <水道事業所>

◇老朽化した耐震性の送配水管等の耐震化を計画的に進めている。

⇒今後も適切な維持管理を行うとともに、災害時には長期的な断水が生じない改修を進める必要がある。

【下水道における汚水処理の確保】 <水道事業所>

◇下水道事業経営戦略に基づき、必要な改修を進めている。

⇒今後も適切な維持管理を行うとともに、災害時に長期的な下水処理の機能停止が起こらないよう、対策を進める必要がある。

◇下水道整備困難地域には浄化槽整備事業による整備を進める。

5－4	地域交通ネットワークの停止
-----	---------------

【公共交通体制の強化】 <総務課>

◇災害時の輸送について、行政だけでは限界があることから民間事業者等と連携する必要がある。

⇒路線バス事業者、タクシー業者、貸切バス事業者等と応援協定を締結するなど体制整備が必要である。

【交通ネットワークの形成：2－3再掲】 <企画商工課>

◇鉄道・バス等の交通機関はあるが、点在する集落までの移動手段がタクシー・自家用車に限られている。

⇒被災後の支援ルートの確保とともに、人員・物資を輸送する交通ネットワークを、住民をはじめ関係機関と連携しながら整備する必要がある。

【道路・橋梁等の適切な管理：1－1再掲】 <建設課>

◇道路整備計画、舗装維持管理計画、修繕管理計画、橋梁長寿命化計画等に基づき、必要な改修を進めている。

⇒幹線道路を中心に、救助や救護活動等が迅速に行えるよう、今後も計画的な改修を進め

る必要がある。

目標6 地域社会・経済を迅速に再建・回復する

6-1	災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
-----	------------------------------

【災害廃棄物処理計画の策定】 <町民課>

◇災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物を迅速に処理する。

⇒大量に発生することが予想される災害廃棄物を、災害廃棄物処理計画策定モデル事業に基づき推進するとともに、民間事業者とも連携して処理体制を構築することが必要である。

6-2	復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
-----	---------------------------------

【ボランティア受入態勢の整備】 <健康こども課>

◇災害初期から再建までは、多くの人の協力が必要となるが、被災者の需要を調整する体制が脆弱である。

⇒社会福祉協議会等との連携を強化し、復旧・復興に係る被災者の需要を調整しながら、早期の再建を進める必要がある。

【子育て支援の充実】 <健康こども課>

◇災害初期から再建までの期間においては、保護者が身近に相談できる場所や、子どもたちの遊びの場の提供等子育ての環境整備が求められる。

⇒被災者としての子育てという視点に立ったきめ細かいサービス提供のため、保育所や子育て支援センターをはじめとした保育事業施設の活用、小学校との連携、保育士等の資格を有したボランティアの活用等により保護者が気軽に相談でき、子どもたちが元気に遊ぶことができる環境を提供する必要がある。

【芸術文化の振興とスポーツの推進】 <社会教育課>

◇災害からの再建期間においては、被災者の心をケアすることが重要である。

⇒心の豊かさをもたらし、人との交流機会となる、芸術・文化・スポーツの振興を進める必要がある。

【豊かな心を育む教育の充実】 <社会教育課>

◇郷土に対する愛着や誇り、地域に貢献する人材の育成が求められている。

⇒岩手町の自然、歴史、先人を学び、郷土に対する誇りと愛着を育むとともに、地域に貢

献する人材の育成を図る必要がある。

【後継者等の育成：4－3再掲】 <農林課>

◇農林業においては、従事者の高齢化、後継者不足等により、事業継承が難しくなっている。

⇒国の支援制度等により、後継者の確保・育成や中心経営体の育成を進めるとともに、農業委員会等と連携を図りながら担い手への集約化など災害発生後も農林業が継続する体制を確立させる必要がある。

【民間企業等における事業継続計画の普及：4－1再掲】 <企画商工課>

◇企業活動を継続するための事業継続計画の策定が進められている。

⇒制度の趣旨等の普及・啓発により、企業等の事業継続計画（BCP）策定を促す必要がある。

6－3	地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
-----	-------------------------------

【道路ネットワークの構築：2－2再掲】 <建設課>

◇中心部と周辺部を結ぶ道路については、計画的に整備を進めているが、山間部の路線等については、急こう配や急カーブなどの危険箇所が多くなっている。

⇒今後も計画的な改良を進めるとともに、アクセス道路の複数化など、孤立集落の発生を低減する道路ネットワークを整備する必要がある。

【地域コミュニティの再構築】 <企画商工課>

◇人口減少や少子・高齢化により地域コミュニティが弱体化しており、復旧・復興に携わる人材確保が難しい。

⇒共通の生活地域（小学校区）で地域づくりを支え合う、連合的な地縁組織等の導入を進める必要がある。また、各地域の課題等について、情報共有を図るなど、人材不足を相互に補う補完機能の強化が必要である。

【防災リーダー等地域人材の養成：1－5再掲】 <総務課>

◇東日本大震災を契機とし、住民による「自助」の力を高めるために、防災リーダーの養成を進めている。

⇒自主防災組織連絡協議会を活用しスキルアップを図るとともに、必要に応じて研修を行うなど、地域の防災力向上を図る必要がある。